

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 2 月まで

昭和 54 年の結婚後、私の国民年金保険料は、A 市町村役場職員の夫が毎年 1 年分をまとめて納付してくれていた。国民年金をやめる手続きをした覚えは無いし、第三号被保険者制度が始まる直前の 61 年 3 月だけ国民年金に任意加入し、保険料が納付されているということは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 11 か月と短期間である上、申立人は、申立期間及び一部期間（3 か月）を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、「国民年金の任意加入被保険者資格について、昭和 60 年 4 月 1 日に喪失手続を行ったことはなく、61 年 3 月 1 日に再加入手続を行ったこともない。」と主張しているところ、申立期間の前後の期間を通じて申立人の夫は継続して共済組合に加入していたことなどから、資格喪失手続を行うべき事情は無かったとする申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、申立人の申立期間直前の昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料は 59 年 12 月 25 日に一括して納付され、申立期間直後の 61 年 3 月の保険料も納付済みとされていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付を免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年11月から46年9月まで

私の実家は農家で、父が私の国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれていたはずであり、納付していたことを認めてほしい。

また、今回の申立てに伴い、申立期間のうち、昭和46年7月から同年9月までの期間については、当時、申請免除期間であった可能性があるとの説明を受けた。46年7月から同年9月までの期間について、申請免除の手続をしていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人は、申立期間のうち、昭和46年3月1日から同年10月2日までの期間について、国民年金に未加入とされているところ、A市町村が保管する国民年金被保険者名簿の記録では、申立人は、申立期間当時、46年7月から47年3月までの期間は申請免除と記録されていたことが確認できる上、その後に社会保険事務所において有限会社Bにおける厚生年金保険被保険者記録（昭和46年10月2日から48年3月13日まで）と統合処理をする際に、国民年金の被保険者資格喪失日を昭和46年3月1日とする事実と異なった訂正処理が行われたため、申請免除期間とされるべき46年7月から同年9月までの期間が国民年金に未加入の期間とされていることが確認できる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和45年11月から46年6月までの期間について、申立人は、「父親が国民年金の加入手続をし、保険料も納付してくれていたはずである。」と主張しているところ、A市町村が保管する国民年金被保険者名簿の記録から、当初、昭和45年5月から46年6

月までの14か月については未納期間とされていたものが、後に44年9月1日から45年11月13日までの期間の厚生年金保険被保険者記録を統合し、46年3月1日を国民年金の被保険者資格喪失日とする事実と異なった訂正処理を行ったことにより、45年11月から46年2月までは未納期間、46年3月から同年6月までは未加入期間とされていることが確認できる。

また、申立人が当時同居していた申立人の兄の納付記録をみると、昭和45年4月から46年6月までは未納期間、46年7月から47年3月までは申請免除とされており、申立人の統合処理前の記録とほぼ同一であることが確認できる。

さらに、当該期間について、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないことから、当該期間の保険料の納付状況等は不明であり、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から同年9月までの国民年金保険料の納付を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日、資格喪失日に係る記録を51年4月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を、49年4月から同年9月までは4万5,000円、49年10月から50年9月までは4万2,000円、50年10月から51年3月までは4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年10月1日から44年3月1日まで
② 昭和44年9月1日から47年2月1日まで
③ 昭和49年4月1日から51年4月1日まで

B事業所及びC事業所で勤務していた申立期間①及び②については、脱退手当金を支給済みであると言われた。しかし、支給されたこととされている昭和47年6月当時は実家にいたが、脱退手当金については会社の人から聞いたことも無く、もらった記憶も無い。

申立期間③については、昭和49年4月に有限会社Aに就職し、一緒に入社した同僚と二人でD事業所に勤務していた。勤務時間や雇用条件もその同僚と全く一緒だった。2年間勤務した後、同僚と同じ時期に退社した。厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、雇用保険の記録から、申立人が当該期間において有限会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と一緒に有限会社Aに入社し、D事業所で一緒に勤務していたと申立人が記憶する元同僚は、「申立人とは同期入社で退職もほぼ一緒だった。D事業所で勤務していたのは、申立人と私の二人だけで

あり、勤務時間や雇用条件も同じだった。」と証言している。

さらに、社会保険庁の記録から、当該同僚については、昭和 49 年 4 月 1 日から 51 年 4 月 17 日までの期間について、同社における厚生年金保険の加入記録が確認できる上、申立人及び同僚の雇用保険の加入記録は同一（昭和 50 年 4 月 1 日から 51 年 3 月 31 日まで）であり、雇用保険被保険者資格取得届提出時の支払予定賃金の金額も同額の 4 万 2,000 円として届け出られていることが確認できる。

加えて、有限会社 A では、「当時の資料が無く確認できないが、申立人と同僚の勤務条件が同じであれば、申立人も厚生年金保険に加入していたものと考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記同僚の標準報酬月額の記録から判断すると、昭和 49 年 4 月から同年 9 月までは 4 万 5,000 円、49 年 10 月から 50 年 9 月までは 4 万 2,000 円、50 年 10 月から 51 年 3 月までは 4 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無く不明であるとしているが、社会保険事務所が保管する有限会社 A の健康保険厚生年金保険被保険者原票に健康保険記号番号の欠番は見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない。仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間③の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月までの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①及び②について、C 事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手支給済」の表示が記録されているとともに、申立期間①及び②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 47 年 6 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはみられない。

また、C 事業所に勤務していた全女性従業員 28 人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 47 年 2 月 1 日の前後 3 年

以内に資格喪失し、脱退手当金の受給資格を満たしている3人の支給記録を調査した結果、二人に脱退手当金の支給記録があり、この同僚二人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人と同様に「脱退手当支給済」の表示がある上、いずれも資格喪失日から約2か月後に脱退手当金の支給決定がなされている。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の平成3年11月から5年2月までの標準報酬月額については、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を、3年11月から4年9月までは20万円、4年10月から5年2月までは24万円に訂正することが必要である。
- 2 また、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年4月1日であると認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年11月1日から5年4月1日まで
株式会社Aにおける平成3年11月からの標準報酬月額が下げられていることが分かったので、訂正してほしい。
また、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が平成5年3月31日となっているが、3月31日まで勤務したので、4月1日に訂正してほしい。
4月1日からは経営者が代わり引き続き勤務した。

第3 委員会の判断の理由

- 1 社会保険庁の記録では、申立人の申立期間のうち、平成3年11月から5年2月までの期間に係る標準報酬月額は12万6,000円とされている。

しかしながら、申立人の標準報酬月額は、当初、平成3年11月から4年9月までは20万円、4年10月から5年2月までは24万円とされていたところ、株式会社Aが適用事業所に該当しなくなった日（平成5年3月31日）の後の平成5年4月7日付けで、3年11月1日に遡及して12万6,000円に引き下げられていることが確認できる上、社会保険庁のオンライン記録により、平成3年3月31日現在で同社に在

籍していた申立人以外の 51 人についても同様に^{そきゅう}遡及した標準報酬月額
の訂正処理がされていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 3 年 11 月から
5 年 2 月までの標準報酬月額を 12 万 6,000 円とする訂正処理を 5 年 4
月 7 日付けで^{そきゅう}遡及して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有
効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準
報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成
3 年 11 月から 4 年 9 月までは 20 万円、4 年 10 月から 5 年 2 月までは
24 万円とすることが必要である。

- 2 申立期間のうち、平成 5 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間に
ついては、申立人の雇用保険の記録（昭和 63 年 11 月 1 日に株式会社 A
で被保険者資格を取得した後、平成 5 年 3 月 31 日に資格を喪失してい
る。）により、申立人は厚生年金保険被保険者資格を喪失した 5 年 3 月
31 日についても株式会社 A に勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった同僚が所持す
る給与明細書及び申立人の平成 5 年の源泉徴収票の記録から、同年 3 月
分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認
できる。

一方、社会保険庁の記録では、株式会社 A が適用事業所に該当しなく
なった日（平成 5 年 3 月 31 日）の記録は、平成 5 年 4 月 7 日付けで^{そきゅう}
遡及して処理されていることが確認できるが、同社の登記簿謄本及び当
該訂正処理前の記録から、同日において、同社が適用事業所としての要
件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなった
とする処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 5 年 3 月 31 日
に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係
る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、
雇用保険の記録における離職日の翌日である 5 年 4 月 1 日であると認め
られる。

また、申立人の平成 5 年 3 月の標準報酬月額については、同年 2 月の
社会保険庁のオンライン記録から、24 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月から3年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成2年3月から3年7月まで

平成2年3月に勤務していた金融機関を退職した際には、国民年金保険料、国民健康保険税及び住民税の納付書が送られてこなかったが、3年7月ごろにA市町村役場からそれらの督促状が届いたため、父親がB公民館に出向き、合計18万円ぐらを一括で現金納付し、領収書を受け取ったと記憶している。

申立期間について、国民年金保険料を納付したはずなので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成3年7月ごろに、A市町村役場から、国民健康保険税及び住民税並びに申立期間に係る国民年金保険料の督促状が届いたため、父親がB公民館に出向き、合計18万円ぐらを一括で現金納付したはずである。」と主張しているところ、社会保険事務所の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは平成3年10月30日、申立人の国民年金被保険者資格取得届がA市町村役場からC社会保険事務所に提出されたのは4年1月20日であることが確認でき、申立人の国民年金の加入手続は4年1月中旬ごろに行われたものと推認されることから、申立人の父親は、3年7月ごろに申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、A市町村では、「平成3年4月から4年3月までの現年度保険料の納付書は発行するものの、申立期間のうち2年3月から3年3月までの期間については過年度保険料となるため、当該期間の納付書はA市町村では発行できない上、国民年金保険料、国民健康保険税、住民税のいずれに

についても、B公民館での収納は行っていなかった。」と回答している。

さらに、社会保険庁の記録では、平成5年9月22日に過年度保険料の納付書が発行され、申立人の国民年金の加入手続が行われた4年1月時点でA市町村に納付可能な現年度保険料のうち、3年8月から4年3月までの保険料については、A市町村ではなく、5年9月から6年4月までの期間において分割し、過年度保険料として社会保険事務所に納付されていることが確認できるとともに、上記過年度保険料の納付書が発行された時点では、申立期間の保険料は既に納付の時効となっており、同期間の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

加えて、申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付には関与しておらず、申立人の父親から聴取しても納付をうかがわせる周辺事情は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年4月から40年3月まで

申立期間の保険料は当時申請免除となっていたが、将来、年金を満額受け取れるようにと、昭和48年か49年ごろに長男の妻がA市町村役場B支所に相談に行ってくれた。その際、「昭和37年度分の追納はできない。」と言われたため、昭和38年度及び39年度の追納保険料を支払うことにして、分割払い(4回又は12回払い)の納付書を作ってもらい、長男の妻が地区の納付組織の組合長に納付してくれていた。

昭和37年度分については、その後過去の未納保険料を納付することができる制度ができたのを知り、長男の妻が再び役場に相談に行き、その場で全額を支払ったとのことであった。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の長男の妻は、申立期間のうち、昭和38年4月から40年3月までの国民年金保険料については、「昭和48年か49年ごろに、分割払いの納付書を作成してもらい、地区の納付組織の組合長に納付した。」と主張しているところ、免除期間の追納保険料について納付組織が集金することは無かったことから、納付組織に追納保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、上記期間の追納保険料を納付していたとする納付組織の組合長は既に死亡しており、当時、当該納付組織において例外的に追納保険料を集金していたか否かについて聴取できないとともに、納付組織において追納保険料を集金していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の長男の妻は、「上記期間の国民年金保険料については、分割払い(4回又は12回)により納付した。」と主張しているが、

納付したこれらの保険料について、そのすべての納付記録が失われるとは考え難い。

- 2 申立人の長男の妻は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、「時効により追納できなかったため、その後に A 市町村役場 B 支所で特例納付した。」と主張しているところ、免除期間の保険料については特例納付により納付することはできないとされていることから、上記期間の追納保険料を特例納付することはできなかったものと推認される。

また、国民年金の特例納付保険料については、市町村では収納していなかった上、A 市町村では、「昭和 48 年当時、A 市町村の支所はすべて廃止されていた。」と回答している。

- 3 このほか、申立期間について、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年から 35 年まで
② 昭和 36 年 4 月から同年 8 月 1 日まで
③ 昭和 37 年 4 月 1 日から 39 年 3 月まで
④ 昭和 47 年 10 月から 48 年 4 月まで
⑤ 昭和 48 年 10 月から 49 年 4 月まで
⑥ 昭和 49 年 10 月から 50 年 4 月まで

A 都道府県の B 事業所で清掃の仕事をしていた昭和 34 年から 35 年までの期間、及び C 都道府県 D 市町村にあった E と C 都道府県 F 市町村にあった G に季節労働者として働きに行った 47 年 10 月から 50 年 4 月までの期間が厚生年金保険未加入となっている。

また、有限会社 H での厚生年金保険加入期間が昭和 36 年 8 月 1 日から 37 年 4 月 1 日までとなっているが、36 年 4 月から 39 年 3 月までの 3 年間勤務していたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A 都道府県の B 事業所で清掃の仕事をしており、厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張しているところ、B 事業所を管理する I 事業所では、「当時、職員の雇用形態には、正職員、補助員（準職員）、臨時職員の区分があった。正職員は共済組合加入、補助員は、臨時職員から試験等により選抜された者で、厚生年金保険に加入させていた。正職員及び補助員については、現在も資料が残っており、これらをすべて確認したが申立人の名前は確認できなかった。申立人は、臨時職員であったと考えられる。」と回答している。

また、申立期間①当時、I事業所が管理する事業所に勤務していた元職員6人から聴取したところ、「臨時職員として採用されたが、何年か経過した後に準職員（補助員）になり、その後は、社会保険に加入させてもらった。臨時職員の期間は、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管するI事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間①において申立人の加入記録は無く、健康保険記号番号に欠番もみられない上、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②及び③について、申立人は、「有限会社Hにおける厚生年金保険加入期間が昭和36年8月1日から37年4月1日までとなっているが、36年4月から39年3月までの3年間継続して勤務し、厚生年金保険にも加入していた。」と主張しているが、有限会社Hが保管する労働者名簿の記録により、申立人は、昭和36年3月23日に入社、37年4月3日に退社していることが確認でき、申立期間②においては同社に勤務していたことが確認できるものの、申立期間③のうち、37年4月4日以降は勤務していないことが確認できる。

また、雇用保険の記録によれば、申立人の同社における被保険者期間は、昭和36年8月1日から37年4月3日とされており、厚生年金保険の加入記録とほぼ一致していることが確認できる上、有限会社Hでは、「申立人は地元の人ではなく、職を転々としており、会社に定着するか分からなかったので、入社と同時に社会保険には加入させていなかった。」と回答しているとともに、上記労働者名簿により、申立人と同じ他の都道府県出身者で、昭和36年3月23日に入社し、37年4月3日に退社した元同僚についても、厚生年金保険及び雇用保険の加入記録は申立人と同一であることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する有限会社Hの健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人の加入記録は無く、健康保険記号番号に欠番はみられない上、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間④及び⑤について、申立人は、「C都道府県D市町村のEで季節労働者として従事し、厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張しているが、雇用保険の記録では、申立期間④とほぼ一致する昭和47年11月15日から48年4月13日までの期間において株式会社Gでの加入記録が確認でき、申立期間⑤のうち、48年11月14日から同年12月31日までの期間において有限会社Jでの加入記録が確認できる。

また、申立期間④内において雇用保険の記録が確認できた「株式会社G」については、後述4のとおり、同社の元取締役は、「地方から冬季

の出稼ぎ者を受け入れていたが、厚生年金保険には加入させていなかった。」と証言し、「有限会社J」については、厚生年金保険の適用事業所となっていた記録は確認できない上、同社の法人登記簿謄本の役員欄に記載のある事業主及びその妻は、申立期間④及び⑤当時、国民年金に加入し保険料が納付済みとされていることが確認できる。

なお、社会保険庁の記録では、「E」の名称でD市町村で厚生年金保険の適用事業所となっているのは「有限会社E」のみであるが、当該事業所が適用事業所となったのは昭和63年10月1日であることから、申立期間④及び⑤当時は、厚生年金保険の適用事業所にはなっていないことが確認できる。

さらに、K市町村が保管する国民健康保険被保険者台帳及び国民年金被保険者名簿の記録から、申立人は、昭和45年6月以降継続して国民健康保険及び国民年金に加入していることが確認できるとともに、申立期間④及び⑤の国民年金保険料は完納されていることが確認できる。

4 申立期間⑥について、申立人は、「C都道府県F市町村にあったGに季節労働者として従事しており、厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張しているが、同社の元取締役は、「地方から冬季の出稼ぎ者を受け入れていたが、厚生年金保険や健康保険には加入させていなかった。」と証言している上、申立人に係る同社での雇用保険の加入記録が確認できる期間（昭和47年1月10日から同年4月15日までの期間及び47年11月15日から48年4月13日までの期間）についても、同社での厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、申立人と一緒にL都道府県から出稼ぎに行っていた3人について、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、同社での厚生年金保険の加入記録は無く、申立期間⑥及びその前後の期間において、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

さらに、前述3のとおり、申立人は、昭和45年6月以降継続して国民健康保険及び国民年金に加入していることが確認できるとともに、申立期間⑥の国民年金保険料は完納されていることが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管する株式会社Gの健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の加入記録は無く、ほかに申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 13 日から 54 年 8 月 1 日まで
A市町村にあったB事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和 50 年 4 月 13 日、株式会社Cにおける資格取得日が 54 年 8 月 1 日となっているが、50 年 4 月 13 日から 54 年 8 月 1 日までの期間は、B事業所で継続して厚生年金保険に加入していたはずであり、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和 50 年 4 月 13 日となっているが、株式会社Cにおいて 54 年 8 月 1 日に資格を取得するまで継続して厚生年金保険に加入していた。」と主張しているところ、雇用保険の記録では、B事業所における離職日は昭和 50 年 4 月 12 日とされており、厚生年金保険の被保険者資格喪失日の記録と符合していることが確認できる。

また、申立期間当時、B事業所に勤務していた元従業員7人から聴取したところ、7人全員が、「申立人の氏名に記憶は無く、一緒に働いたことはない。」と証言している上、株式会社Cの従業員二人からは、「申立人は、申立期間当時、株式会社Cで一緒に働いていた。別の事業所に勤務していたことはない。」との証言が得られた。

さらに、申立人は、「申立期間当時、株式会社Cに勤務し同社から給与が支給されていたが、集金に来ていたB事業所の担当職員に厚生年金保険料を渡していたので、同事業所で継続して厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張し、申立期間当時、B事業所において勤務していなかったことを認めているところ、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115

号) 第9条では、申立期間当時、「適用事業所に使用される者は、厚生年金保険の被保険者とする」旨規定されており、申立人は、使用関係が無かったB事業所において、厚生年金保険の被保険者資格を取得することはできなかつたものと推認される。

加えて、申立人から提出された国民健康保険税納税通知書兼領収証書により、申立期間内の昭和50年度から53年度までの国民健康保険税がA市町村にすべて納付されていることが確認できる。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 10 月 1 日から 13 年 10 月 5 日まで
平成 13 年ごろ、経営が苦しくなったが、厚生年金保険料については、納付していた。代表取締役である自分の役員報酬を下げた記憶も無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、有限会社Aの代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、同社の閉鎖登記簿謄本及び社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録により認められる。

また、有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成13年10月5日）の後の平成13年10月15日付けで、11年10月から13年9月までの24か月間の標準報酬月額について、遡^{そきゅう}及した減額処理が行われ、さらにその後の13年11月15日付けで再度、遡^{そきゅう}及した減額処理が行われていることが社会保険庁の記録により確認できる。

一方、申立人は、「申立期間については、最後の厚生年金保険料まで、何とか納付したと記憶しているので、標準報酬月額が減額されたのは納付できない。」、また、「標準報酬月額の減額について説明を受け同意したことは無い。」と述べているところ、社会保険事務所では当該事業所に係る滞納処分票を既に廃棄していることから、申立期間当時の保険料の滞納の有無を確認することはできないものの、仮に保険料の滞納が無かったとした場合、2回の標準報酬月額の訂正処理により納付済み保険料の還付が発生するはずであるが、社会保険庁のオンライン記録に還付の記録は無く、申立人も保険料の還付は無かったと述べており、申立人の主張には不自然

さが認められる。

また、申立人に係る標準報酬月額²の2回の減額処理が行われた平成13年10月15日及び同年11月15日当時、有限会社Aは既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社には代表取締役である申立人以外には在籍しておらず、申立人は代表者印を自ら管理していたとしているところ、社会保険事務所では、「標準報酬月額²の遡^{ぞきゆう}及訂正処理を行う場合、必ず会社の代表者印が押された届出書を提出する必要がある。」と回答していることを踏まえると、代表取締役である申立人が当該標準報酬月額の訂正の届出に全く関与していなかったとは認め難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、有限会社Aの代表取締役である申立人が、自らの記録訂正処理に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで
父親の知り合いの紹介で、昭和 34 年 11 月 1 日から 36 年 3 月末まで A 有限会社で臨時作業員として勤務した。この期間についての厚生年金保険の加入を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 有限会社で、昭和 34 年 11 月 1 日から 36 年 3 月 31 日まで臨時作業員として勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。」と主張するところ、申立人が A 有限会社を退職した後に勤務した B 事業所が保管する職員名簿から、申立人が昭和 35 年 5 月 1 日から 37 年 6 月 30 日までの期間、同事業所の C 課臨時職員として勤務していたことが確認できることから、申立人が A 有限会社に勤務していた期間は、35 年 4 月までであったものと推認される。

また、A 有限会社の当時の工場長は、「臨時作業員は、厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言し、当時の従業員も、「厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでに 1 年ぐらいかかった。」と証言していることを踏まえると、当時、同社では、入社してから一定期間経過した後に、従業員を厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

さらに、社会保険事務所が保管する A 有限会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立人の加入記録は無く、申立期間において、健康保険記号番号に欠番もみられない。

なお、申立人が昭和 35 年 5 月から B 事業所の C 課臨時職員として勤務していた期間について、同事業所は、「当時、臨時職員について、共済組

合及び厚生年金保険には加入させていなかった。」としている。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の保険料控除に関する記憶も曖昧である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月 1 日から 44 年 8 月 1 日まで

私は、高校卒業と同時にA社に入社後、昭和 43 年 9 月にB支店に転勤となり、44 年 7 月末日まで勤務した。その後すぐ、同年 8 月にはC事業所に入社したので、厚生年金保険の空白期間があるはずがない。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「社会保険庁の記録では、A社における厚生年金保険の加入記録は昭和 34 年 4 月 1 日から 43 年 9 月 1 日までの期間しかないが、44 年 8 月 1 日まで同社に勤務し、厚生年金保険にも加入していた。」と主張するところ、申立人がA社を退職した後に勤務したC事業所における当時の同僚は、「昭和 43 年 10 月のD市町村の大火の際に本社社屋が焼失し、申立人と一緒に焼け跡の後始末をした。」と証言しており、申立人自身も時期に関する記憶は曖昧であるが、火災の焼け跡の後始末をした記憶があることを踏まえると、申立人が申立期間当時勤務していたのは、A社ではなく、C事業所であったものと推認される。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、申立人の資格喪失日は昭和 43 年 9 月 1 日となっており、44 年 3 月 10 日には健康保険証が返納されていることが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録から、C事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは昭和 44 年 8 月 1 日であり、同日付けで申立人及び証言を得た当時の同僚を含む7人が、同事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当

たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 4 月 7 日から同年 9 月 26 日まで
② 平成元年 1 月 11 日から同年 7 月 6 日まで
③ 平成元年 8 月 10 日から 2 年 3 月 29 日まで

私は、昭和 63 年から平成 2 年にかけて、三度入社と退社を繰り返しながら A 株式会社に期間工として勤務していた。申立期間の標準報酬月額は、実際に受け取っていた給料よりも低い金額となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社が保管する申立期間②及び③の賃金台帳兼源泉徴収簿、及び申立期間①、②及び③の雇用保険の給付記録から、申立人は、申立期間①、②及び③のほぼすべての期間において、社会保険庁に記録されている標準報酬月額よりも高額な給与を同社から支給されていたことが確認できる。

しかしながら、A 株式会社が保管する申立期間②及び③の賃金台帳兼源泉徴収簿から確認できる申立人に係る厚生年金保険料の控除額は、社会保険庁の記録にある標準報酬月額に当時の保険料率を乗じて得られた被保険者の保険料額とすべて一致していることが確認できる。

また、申立人が主張する標準報酬月額との相違について、A 株式会社では、「入社による資格取得時の報酬月額については、残業手当等、実績による手当の額が不明のため、期間工の者は一律 22 万円として届出をしていた。」と説明している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により、申立人と同様に期間工

として勤務していた同僚3人についても、資格取得時の報酬月額が3人ともに22万円であることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。